

第 2 2 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 28 日 9 時 30 分開会 ～ 10 時 30 分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. 出欠状況（出席委員 15 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2 番		姉崎 敏一	出席	
3 番		橋本 佳文	出席	
4 番		中島 和彦	出席	
5 番		大岩 則子	出席	
6 番		小山内 洋美	出席	
7 番		工藤 伸一	出席	
8 番		坂本 孝之	出席	
9 番		西野 和文	出席	
10 番		平野 貴史	出席	
11 番		寺澤 順一	出席	
12 番		中村 孝之	出席	
13 番		田中 浩巳	出席	議事録署名員
14 番		澤永 英樹	出席	議事録署名員
15 番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第 1 号 委員会業務報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	松野	優一
		大高	慶寛
	関	将司	

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 22 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきますが、開会前に、3 月 21 日に恵庭市人事異動発令の内示があり、農業委員会事務局の異動について、お知らせいたします。
始めに、4 月 1 日より総務部情報政策課から農業委員会事務局に異動となります、瀬川和也から挨拶いたします。

瀬川上席主任： 情報政策課から異動になりました瀬川和也です。よろしくお願いいたします。

事務局長： 次に、3 月 31 日をもって事務局より建設部市営住宅課へ異動となります関将司から、挨拶いたします。

関主任主事： このたび、4 月から建設部市営住宅課へ異動となります関将司です。
農業委員会に在籍した 5 年間、農業者の皆様と多くの会話を重ね、また総会で政策に触れる中で、改めて農業の大切さとその魅力を実感しました。これもひとえに、皆様のご協力があったおかげであり、深く感謝しております。
異動先の新しい課では、一から頑張る所存です。将来的に再び農業分野に携わる機会がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。
これまで長い間お世話になりました。ありがとうございました。

事務局長： 異動職員の紹介は以上となります。お時間をいただき、ありがとうございました。
4 月より新体制となります。委員の皆様よろしくお願いいたします。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
まず、春の人事異動で異動となる関君、5 年間にわたり農業委員会事務局

として尽力いただき、誠にありがとうございました。新しい部署でもその力を存分に発揮し、市民のためにご活躍されることを期待しております。また、総務部情報政策室情報政策課から新しく加わる瀬川君、農業分野の経験がない中で理解を深めるのは大変かと思いますが、私たちと意見を交わしながら皆で協力し合って取り組んでいきましょう。

さて、今年の冬は穏やかでしたが、3月に入り天候が不安定で、皆さんも気をもまれていることと思います。このような時期はミスが起こりやすいため、どうか十分ご注意の上、農作業にあたってください。

農業政策も令和7年4月1日から新制度に移行しますが、どのように変わるか注目していきたいと思います。

農業委員会としても、国の政策に左右される中で、委員の皆様が多くの苦労を抱えていらっしゃると思います。先日のアンケートでも懸念の声が多く寄せられており、これらを集約し、意見をまとめていく所存です。今後ともよろしくお願いいたします。

本日の総会もよろしくお願いいたします。

事務局長： ありがとうございました。

恵庭市農業委員会会議規則第5条第3項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。

13番 田中委員、14番 澤永委員を指名します。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。

議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。本日の案件は、報告案件が2件、議案案件が3件となります。

はじめに、報告案件についてですが、

日程3 報告第1号は、令和7年2月27日から令和7年3月27日までの委員会業務報告となります。

日程4 報告第2号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続が2件

次に、議案案件についてですが、

日程5 議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、

解約が 1 件

日程 6 議案第 2 号は、農用地利用集積計画の決定について、27 件

日程 7 議案第 3 号は、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

以上、議事の概要について、簡単ではありますがご説明いたしました。

何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。

報告第 1 号「委員会業務報告について」令和 7 年 2 月 27 日から令和 7 年 3 月 27 日までの業務報告となります。

2 月 27 日 第 21 回恵庭市農業委員会総会

3 月 18 日 一般社団法人北海道農業会議第 98 回総会

令和 6 年度市町村農業委員会会長・事務局長会議

3 月 24 日 恵庭市議会第 1 回定例会（最終日）

3 月 27 日 令和 6 年度恵庭土地改良区通常総代会

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、
[REDACTED] m²、権利の取得日、令和 5 年 10 月 19 日、取得事由、
相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、被相続人は
[REDACTED] さん、令和 7 年 2 月 13 日に届出されております。
番号 2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と雑種
地、現況、田と畑、面積、[REDACTED] m²、権利の取得日、令和 7 年
1 月 27 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED] の [REDACTED]
[REDACTED] さん、被相続人は [REDACTED] さん、令和 7 年 2 月 25 日に届出されております。
以上、2 件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 5、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知
の成立状況の確認を求めます。
番号 1 番、土地の所在、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED]

■■■■■、借主、■■■■■の■■■■■さん、貸主、■■■■■の■■■■■
■■■■■契約期間は、■■■■■から■■■■■でし
たが■■■■■に合意解約が成立しています。解約理由につつま
しては、■■■■■のためであります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 6、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説
明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の
求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 1 番から 19 番、22 番から 27 番が賃貸借、20 番から 21 番が使用貸
借となります。

番号 1 番、2 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介
し、借主、■■■■■の■■■■■、土地の所在、■■■■■
■■■■■、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、■■■■■㎡、利用
権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、■■■■■
■■■■■。場所につきましては地図番号 1 番、■■■■■、■■■■■
■■■■■の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、
借主、■■■■■の■■■■■さん、土地の所在、■■■■■、地目、公簿、
現況共に、田、面積、■■■■■㎡、利用権設定等の内容、転作
田、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番
号 2 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、
借主、■■■■■の■■■■■さん、土地の所在、■■■■■、地目、公簿、現況

共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号3番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号4番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、畑と雑種地、現況、畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号5番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号11番、12番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と山林と原野と雑種地、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号6番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号13番、14番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号7番で3枚に分かれています。1枚目、[REDACTED]、[REDACTED]、2枚目、[REDACTED]、[REDACTED]、3枚目、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と雑種地、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号8番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]

■、地目、公簿、現況共に田、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号9番、■■■■、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号19番、貸主、■■■■の■■■■■■■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、畑と雑種地、現況、畑、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号10番、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号20番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号11番、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号21番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、山林、現況、畑、面積、■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号12番、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号22番、貸主、■■■■の■■■■■■■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号13番、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号23番、貸主、■■■■の■■■■■■■■■■、借主、■■■■の■■■■■■■■■■、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号14番、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号24番、貸主、■■■■の■■■■■■■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号15番、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

番号25番、貸主、■■■■の■■■■■■■■■■、借主、■■■■の■■■■■■■■■■、土地の所在、■■■■■■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■■■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■■■■■■■■■■。場所につきましては地図番号16番、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■

■■■■の斜線の土地となります。

番号 26 番、貸主、■■■■の■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田と雑種地、面積、■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、耕作道、利用権の終期は、■■■■。場所につきましては地図番号 17 番、■■■■の斜線の土地となります。

番号 27 番、貸主、■■■■の■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■■■■。場所につきましては地図番号 17 番、■■■■の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

会 長： 日程 7、議案第 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」このことについて、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等を下記の通り決定してよろしいか意見を問います。

I 農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1 農業委員会の現在の体制

委員数等は記載のとおりでございます。

2 農家・農地等の概要

農家数等につきましては、直近の農林業センサスに基づいて記入してご

ざいます。

経営体数につきましては、農業委員会調べのものを記載しております。
耕地面積につきましては、直近の「作物統計調査」に基づいて記載しております。

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

管内の農地面積 4,230 h a、これまでの集積面積、3,716 h a、集積率、87.8%、課題につきましては記載のとおりでございます。

②目標

農地の集積の目標年度は8年度で、集積率は88.0%としております。今年度の目標としましては、新規集積面積が2 h a、今年度末の集積面積が4,230 h a、集積率は87.9%としてございます。

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現状はゼロ h a でございます。

②目標

現状維持として、ゼロ h a としております。

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状は過去3年分記載のとおりでございます。

課題につきましては記載のとおりでございます。

②目標

記載のとおりでございます。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

月当たり1日、人数につきましては、地区委員10名としております。

(2) 活動強化月間の設定目標

昨年同様3回を設けております。

(3) 新規参入相談会

1回として、時期や場所につきましては未定としております。

なお、今後、北海道農業会議、石狩振興局に報告し、記載内容などの確認を受けた後、市のホームページ等で公表する予定でございます。

以上、令和7年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 22 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 13 番 委 員 _____

議事録署名委員 14 番 委 員 _____